

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称		位 置	特定生産緑地の 解除面積	
川面13	生産緑地地区	川面1丁目 地内	約	2,392 m ²
川面14	生産緑地地区	川面1丁目 地内	約	2,419 m ²
合 計	2地区		約	4,811 m ²
			約	0.48 ha

「区域は解除図表示のとおり」